

関西電力 電気供給約款 新旧対照表 (早収料金・遅収料金制度の廃止、延滞利息制度への変更関係)

2012. 12. 28

※電気供給約款 (平成 24 年 7 月 1 日実施の現行約款)、関西電力から受け取った説明資料、供給約款変更認可申請書 (平成 24 年 11 月 26 日付) を参考に作成

変更前の規定	変更後の規定
<p>15 料金</p> <p>(1) 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。</p> <p>(2) 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものいたします。</p> <p>(3) 早収期間は、29 (料金の支払義務および支払期限) (1) の支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。ただし、当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日 (以下「検針の基準となる日」といいます。) に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。</p> <p>なお、早収期間の最終日 (以下「早収期限日」といいます。) が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p>	<p>(「15 料金」の規定を全部削除)</p>
<p>29 料金の支払義務および支払期限</p> <p>(2) お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日以内 (以下「支払期限」といいます。) に支払っていただきます。</p> <p>なお、支払期限の最終日 (以下「支払期限日」といいます。) が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p>	<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p><u>(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。</u></p> <p>なお、<u>支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</u></p>

変更前の規定	変更後の規定
<p>30 料金その他の支払方法</p> <p>(4) お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。</p>	<p>(「料金その他の支払方法」の規定のうち (4) の規定を削除)</p>
<p>(規定なし)</p>	<p>30 延滞利息</p> <p>(1) <u>お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(2) <u>延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</u></p> <p><u>なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p> <p><u>再生可能エネルギー発電促進賦課金×5/105</u></p> <p>(3) <u>延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</u></p>
<p>36 供給の停止</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p>	<p>36 供給の停止</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を<u>支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を<u>支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（<u>延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金</u>その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p>